

令和8年度

とっとり住まいる ☺ 支援事業

とっどりの木で とっどりの家を



非住宅の改修には
とっとり「匠の技」活用リモデル
補助金をご活用ください
最大50万円!
URL等は最終ページを
ご確認ください

住宅を新築される方

最大100万円

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 独立した生活が可能な木造戸建住宅
- 県産材を10m³以上使用
- 交付決定を受けた年度内に着手
(翌年度1月末までに完成)

※ 建売住宅は、あらかじめ補助対象住宅として登録されていることが必要です。
(建売住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

住宅を改修される方

最大50万円

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 自ら所有・居住する戸建又は共同住宅
- 県産材を一定量以上使用
構造材・下地材の場合0.3m³以上
内外装仕上げ材の場合1m²以上
- 交付決定を受けた年度内に着手
(翌年度1月末までに完成)

※ 買取再販住宅も対象になります。
(買取再販を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

住宅を新築される方

① 県産材

県産材を10m³以上使用した場合、

1m³あたり1.5万円 上限30万円  **R8拡充**

※県産材とは 製材、合板、CLT材、LVL材等をいいます。

＋ この条件を満たす住宅にはさらに以下の支援があります。

② 県産JAS製材

県産JAS製材を1m³以上使用した場合、

**1m³あたり1万円
上限20万円**

※県産JAS製材とは
JASの格付が行われたもので
含水率20%以下のものをいいます。

③ 県産ヤング係数 確認構造材

ヤング係数確認構造材を使用した場合、**上限30万円**

※ヤング係数確認構造材とは、木材水分計・機械等級区分装置により含水率20%以下、曲げヤング係数E50以上に区分された材料をいいます。

横架材 1m³ あたり 3万円
その他の構造材 1m³ あたり 2万円

④ 県産内外装材 ・県産CLT材

県産内外装材・県産CLT材の使用量に応じて**上限20万円**

内外装仕上げ材 1m² あたり 3千円
CLT材 1m³～ 定額5万円
木堀 1m² あたり 3千円

※含水率20%以下の
ものに限ります。

⑤ 地域建築技能

地域建築技能を4ポイント活用する場合、**定額20万円**

| 技能区分 | 要件 | ポイント数 |
|-------|---|---|
| 手刻み加工 | 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業で加工すること。 | 4ポイント |
| 下見板張り | 県産材を使用し、外壁を40m ² 以上施工すること。 | 2ポイント |
| 左官仕上げ | 40m ² 以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとすること。 | 2ポイント(珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント) |
| 瓦びき | 主要な屋根の過半に、国内で生産されたJIS製品の瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づいて施工すること。 | 2ポイント |
| 木製建具 | 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具(框戸、格子戸、障子、欄間)で見付面積5m ² 以上使用すること。 | 1ポイント(見付面積10m ² 以上の場合は2ポイント) |
| 畳 | 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳(置き畳を除く。)を6畳以上使用すること。 | 1ポイント |
| 構造材現し | 居室において、小屋組又は床組みに使用した全てのはり、桁及び母屋の下端が見える場合(壁の部分を除く。)で、当該居室(収納を除く。)の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。 | 1ポイント(見上面積20m ² 以上の場合は2ポイント) |

⑥ 子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯

※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

⑦ 三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と同居又は近居する世帯
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。

※申請時点で同居・近居の場合も支援対象となります  **R8拡充**

住宅を改修される方

①県産材

県産材の使用量に応じて **上限25万円**

構造材・下地材として0.3m³以上使用する場合 1m³あたり2万円
内外装仕上げ材として1m²以上使用する場合 1m²あたり2千円

※内外装仕上げ材については含水率20%以下のものに限りです。

十 この条件を満たす改修にはさらに以下の支援があります。

②地域建築技能

次の伝統技能を2つ以上活用した場合、**上限15万円**

| 技能区分 | 補助金額の算定方法 |
|---------|--|
| 建築大工技能 | 建築大工技能を7m ² 以上活用した場合、施工面積(見付面積)に11千円を乗じた額 |
| 左官仕上げ改修 | 左官仕上げ改修を7m ² 以上活用した場合、施工面積に13千円を乗じた額 |
| 木製建具改修 | 木製建具改修を3m ² 以上活用した場合、施工面積(見付面積)に19千円を乗じた額 |

③子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時時点で次のいずれかに該当する世帯
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯
イ 婚姻後10年以内の世帯

※国の子育て世帯等への支援制度を利用される方は0円となります

④三世帯同居等

三世帯同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世帯同居等とは、直系親族世帯と同居又は近居する世帯
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。

※申請時点で同居・近居の場合も支援対象となります  **R8拡充**

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業のご紹介

こちらの制度も併用できます！

県産材を10m³以上または内外装材で20m²以上使用し、ZEH又は将来的な太陽光設置に備えたとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を新築される方に補助金を交付します。(最大100万円)

《基本要件》以下の条件をすべて満たす必要があります

- ONE-ST(とっとり健康省エネ住宅) ※県に登録された事業者が設計・施工する住宅
- ZEHまたは将来的な太陽光発電設備設置に備えた住宅
- 県内に本店を置く事業者により施工される住宅
- 県産材を10m³以上または内外装材に20m²以上使用
- 翌年度1月末までに完成する住宅



| 区分 | 国の省エネ基準 | ZEH(ゼッチ) | とっとり健康省エネ住宅性能基準 | | |
|-----------------------|------------------|------------|---------------------|-------------------|-----------------|
| | | | T-G1 | T-G2 | T-G3 |
| 基準の説明 | 2025年義務化基準(H11年) | 2030年義務化基準 | 冷暖房費を抑えるために必要な必須レベル | 経済的で快適に生活できる推奨レベル | 優れた快適性を有する最高レベル |
| 断熱性能 U _A 値 | 0.87 | 0.60 | 0.48 | 0.34 | 0.23 |
| 気密性能 C値 | — | — | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 最大補助額※ | | | 60万円 | 80万円 | 100万円 |

※国庫補助事業(GX志向型補助等を除く)を併用される方、又は将来的に太陽光を設置する住宅(ZEH未取得)の方は
T-G1:10万円 T-G2:30万円 T-G3:50万円

※国庫補助事業(断熱等級6以上(GX志向型等))を併用される方はT-G1:5万円 T-G2:15万円 T-G3:25万円

● 手続きの流れ



※必ず交付決定を受けてから着工してください。
新築の場合、丁張りをもって着工とします。
(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)



※工期が翌年度にまたがる場合、翌年度4月14日までに「進捗状況報告書」の提出が必要です。

※工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ「とりネット」
からダウンロードいただけます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/328187.htm>

とっとり健康省エネ住宅
とっとり未来型住宅特別促進事業
に関してはこちら



<https://www.pref.tottori.lg.jp/ne-st/>

非住宅の改修補助金はこちら！

とっとり「匠の技」活用リモデル事業
伝統技能を活用した改修工事の補助金



<https://www.pref.tottori.lg.jp/220200.htm>

● 受付開始

令和8年(2026年)4月1日(水)から受付を開始します。

● お問い合わせ・申請窓口

東部地区
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所
〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
電話:0857-20-3648, 3649 FAX:0857-20-2103

中部地区
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所環境建築局建築住宅課
〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区
(米子市・境港市・
西伯郡・日野郡)

西部総合事務所環境建築局建築住宅課
〒683-0054 米子市鞆町1丁目160
電話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住宅政策課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
電話:0857-26-7408 FAX:0857-26-8113